

# 国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程

〔平成16年3月26日〕  
規則第49号

平成21年3月23日学長選考会議改正規則第46号  
平成22年6月9日学長選考会議改正規則第41号  
平成28年3月25日学長選考会議改正規則第1号  
平成30年6月27日学長選考会議改正規則第1号  
令和3年1月28日学長選考会議改正規則第2号  
令和4年1月26日学長選考会議改正規則第2号  
令和5年1月27日学長選考会議改正規則第1号

(趣旨)

第1条 学長の選考・解任審査等は、他の法令等に定めるもののほか、国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）がこの規程により行う。

(選考の時期)

第2条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の3ヶ月前までに、同項第2号及び第3号に該当する場合はすみやかにこれを行う。

(選考の基準)

第3条 学長の選考は、大学の内外（外国籍の者を含む。）を問わず、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営する能力を有する者のうちから行うものとする。

2 選考会議は、学長の選考にあたり、事前に学長選考方針を定め、これを公表するものとする。

(候補者の推薦)

第4条 次項に定める者（以下「推薦人」という。）は、学長候補者を選考会議議長に推薦することができる。

2 推薦人は、専任の教員（テニユアトラック教員を含む）並びに専任の事務職員及び技術職員とする。

3 選考会議の委員は、推薦人になることができない。

4 第1項に定める推薦は、推薦者2名以上連署のうえ、推薦者1名を推薦責任者とし、別紙推薦書（様式1）により学長候補者1名を所定の期限までに推薦するものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、学長候補者として推薦することはできない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の遂行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合で

あって、引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。

(4) その他学長として真に適格でない理由があると認められるとき。

(選考の方法)

第5条 選考会議は、前条第1項により推薦された者の中から、4名以内の学長候補者を選定する。

2 選考会議は、前項における選考で、学長候補者として適格者を選定できない場合は、前条第3項に関わらず、同条第1項により推薦された者以外の者を、学長候補者として選定することができる。

3 選考会議は、学長候補者として選定した者にその旨を伝え、諾否についての回答を得なければならない。

4 選考会議は、第1項及び第2項により学長候補者として選定し、前項の承諾を得た者について、意思表明書(様式2)の提出を求める。

5 選考会議は、第4項の承諾を得た者について、氏名と選定した理由を公表する。併せて、経歴、業績及び意思表明書を学内に公表する。

6 選考会議は、学長候補者について学内の意向調査を行うものとする。ただし、前項の候補者が1名の場合は、選考会議の判断により意向調査を行わないことができる。

7 選考会議は、第3条第2項に定める学長選考方針に基づき、経歴、業績、意思表明書、面談による適格性の審査並びに学内の意向などを総合的に判断し、独自の判断により学長を選考する。

8 選考会議は、前項の選考結果とともに選考基準、選考経緯及び選考理由を様式3により公表する。

(解任審査の理由)

第6条 学長の解任審査は、学長が第4条第5項各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

2 選考会議は、監事から学長に不正行為や法令違反等があると報告を受けたとき、または学長が前項の規定に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(解任の審査請求)

第7条 学長の解任審査請求は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 選考会議が発議審査の必要を認めたとき。

(2) 教育研究評議会又は経営協議会いずれかにおいて構成員の3分の2以上の議決により解任審査請求の決議が行われたとき。

(3) 専任の教員(テニユアトラック教員を含む)並びに専任の事務職員及び技術職員過半数による解任審査請求が提出されたとき。

2 前項第2号及び第3号の解任審査請求の申入れは、選考会議議長に行うものとする。

3 選考会議議長は、前項の申入れがあったときは、速やかに選考会議を招集するものとする。

(規程の解釈等)

第8条 この規程の解釈について疑義があるときは、選考会議がこれを決定する。

- 2 この規程の改正は、選考会議の議を経て行う。
- 3 この規程の実施について必要な細則は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に学長である者は、その任期が満了するまで引き続き学長の任にあるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月27日から施行する。

様式 1

年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

推薦者

〇〇〇〇 (推薦責任者) 印

.....

学 長 候 補 者 推 薦 書

下記の者は、国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程第4条に定める選考基準に適合するので、必要書類等を添え、学長候補者として推薦します。

記

氏 名            〇   〇   〇   〇

(必要書類等)

- 1 推薦理由書 (様式任意)
- 2 学長候補者の経歴
- 3 業績一覧表

様式 2

意思表明書

年 月 日

氏名

署名 \_\_\_\_\_

(記入要領) 学長としての抱負、決意及び今後の大学運営のビジョン等についてご記入ください。

(注) 1. この意思表明書は、学内のみに公表されます。

2. この意思表明書のほか、学長選考・監察会議が求める事項について別添で作成し、併せて提出してください。

様式 3

公 表

国立大学法人東京外国語大学学長選考結果について

学長選考・監察会議は、国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程第5条の規定に基づき、下記の者を次期学長候補者として選考した。

記

○ ○ ○ ○

選考の基準

選考の経緯

選考の理由

年 月 日

学長選考・監察会議議長

○ ○ ○ ○